

オリンパスけんぽ
Olympus Health Insurance Society

令和4年7月

被保険者・被扶養者の皆様へ

オリンパス健康保険組合

令和4年度「被扶養者資格確認調査」実施のご案内

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研」に委託しておりますので、各種お問い合わせに関しては、下記の当健康保険組合専用コールセンターまでお願いいたします。

記

確認対象者

- 18歳以上(令和4年4月1日時点)の被扶養者全員
 - 被保険者が扶養することが妥当であるか確認が必要な方とそのご家族
 - ・子を扶養している方で配偶者を扶養していない場合(夫婦共同扶養)
 - ・被保険者の他に優先扶養義務者がいる方を扶養している場合
- ※令和4年1月1日以降認定者は除く

提出書類

- 「健康保険被扶養者資格確認調査書」(以下「調査書」)
 - 生計維持関係の証明書類
- ※その他必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

お問い合わせ先

オリンパス健康保険組合専用コールセンター

TEL:0800-800-2291(無料通話) 平日9:00~17:00(土日祝日を除く)

※委託にあたっての個人情報の取扱いは、委託先「株式会社 法研」の適切な管理および監督を行います。

提出先

〒102-8790 東京都千代田区九段南1-1-5日本臓器製薬九段ビル5F
株式会社法研 オリンパス健康保険組合 健康保険被扶養者資格確認調査担当 宛

※同封の返信用封筒にてご提出ください。

※勤務先や健康保険組合に直接提出しないようにしてください。

提出期限

令和4年7月29日(金) 必着

注意事項

- 調査書は令和4年5月31日時点の情報が記載されています。
- 提出期限までに「調査書」および必要書類が提出されていない場合、健康保険法施行規則第50条により該当被扶養者の保険証は無効になります。
- 状況に応じ、追加で書類を提出していただく場合があります。
- 審査の結果、認定基準から外れていると判定された方へは、通知をお送りしますので、速やかに被扶養者の削除手続きを行ってください。
- 被扶養者の削除日以降に当健康保険組合が負担した医療費等は、後日請求いたします。
- ご提出いただく書類について
 - ・書類は返却しません。
 - ・書類の取得費用は、全額被保険者(被扶養者)負担となります。
 - ・書類は当該の被扶養者資格確認調査等、健康保険業務のみに使用します。

1. 被扶養者資格調査の流れ



『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。さらに同居※が要件とされる親族もあります。

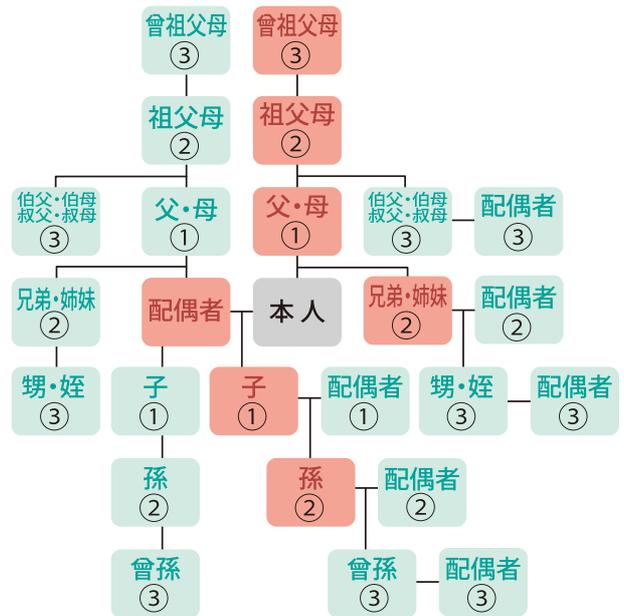
※被保険者が会社都合により被扶養者と別居している場合は、同居扱いとします。また、同一住所でも世帯分離している場合は別居となります。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に毎月生活費を送金している必要があります。ただし、就学に伴う別居は、「在学証明書」の提出をもって送金確認不要とします。

75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなりません。

- ……同居/別居可
- ……同居が条件
- ※配偶者は内縁の方を含みます。
- ① ……1親等
- ② ……2親等
- ③ ……3親等



優先扶養義務者

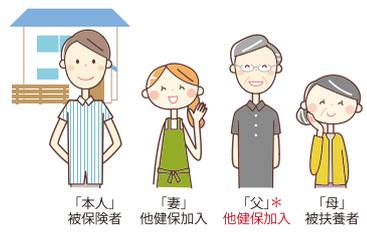
健康保険の扶養には、優先扶養義務者という考え方があります。調査対象者に優先扶養義務者が他にいないこと、または、優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者が調査対象者を扶養せざるを得ない理由がある場合は、被扶養者として認定することができます。

| 認定対象者続柄 | 優先扶養義務者として調査する者 (被保険者から見た続柄) |
|---------|---------------------------------|
| 父または母 | 母または父 |
| 兄弟姉妹 | 両親、兄弟姉妹の配偶者やその子 |
| 祖父または祖母 | 祖母または祖父、両親 |
| 義父または義母 | 義母または義父、配偶者 |
| 孫 | 被保険者の子とその配偶者 (孫の親) |
| 甥・姪 | 被保険者の兄弟とその配偶者 (甥・姪の親) |

(例) 下記の場合、*の方の「収入証明書類」が必要となります。

※被保険者から見た場合の続柄記載

(例) 被保険者と被扶養者が同居している場合



(例) 被保険者と被扶養者が別居している場合



被扶養者の認定基準については、健康保険組合ホームページもご参照ください。
<https://www.olympus-kenpo.or.jp/casestudy/case002-1.html>



2. 被扶養者の認定基準



認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしている必要があります。

① 被扶養者の収入^{※1}

| 被扶養者の年齢など | 月額(給与・年金など) | 年間収入 ^{※1} |
|-----------------------------|-------------|--------------------|
| 60歳未満の場合 | 108,334 円未満 | 130 万円未満 |
| 60歳以上の場合 | 150,000 円未満 | 180 万円未満 |
| 一定の障がいを持つ方の場合 ^{※2} | 150,000 円未満 | 180 万円未満 |

被扶養者は収入面の条件として月額および年間収入の両方を満たしている必要があります。



② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

| | |
|-----------------|---|
| 被保険者と被扶養者が同居の場合 | 被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること |
| 被保険者と被扶養者が別居の場合 | 被扶養者の年間収入が被保険者からの送金(仕送り)額 ^{※3} 未満であること |

● 収入基準の考え方(税法上との違い)

被扶養者資格の収入要件には、「年間130万円(60歳以上・一定の障がいを持つ方は180万円)未満」とする健康保険法上の基準があります。ここでの「年収」とは常に向こう1年間の収入であり、その1年間は、直近の収入水準を年間額に換算した額です。そのため、給与収入がある方は、確認対象期間の収入平均月額が108,334円(60歳以上・一定の障がいを持つ方は150,000円)未満であるかどうか判断基準となります。^{※4} 所得税法上の年間収入(昨年1月～12月の課税収入合計)とは異なりますので、ご注意ください。なお、税法上、非課税扱いの遺族年金、障害年金、基本手当(失業保険)、通勤交通費なども収入に含めて計算されます。

- ※1 収入とは、すべての収入です。給与収入・事業収入・その他、各種年金・利子・配当・不動産収入・雇用保険給付金などすべてを含みます。また、年間収入および月額ともに条件を満たしている必要があります。
- ※2 障害年金を受給できる程度の障がいを持つ方
- ※3 送金(仕送り)事実の証明として「送金証明書」の提出が必要です。
- ※4 単月の収入が108,334円(60歳以上・一定の障がいを持つ方は150,000円)以上だからといって、すぐに条件外になるわけではありません。

🏠 夫婦共同扶養

● 夫婦共同扶養の考え方

夫婦共同扶養とは、夫婦双方に収入がある場合を指します。夫婦共同扶養の場合、子は原則として収入の多い方の被扶養者となります。

● 夫婦共同扶養の確認方法

配偶者(夫または妻)を扶養せず、『子』を扶養している方について、被保険者が「子の主たる生計維持者であるかどうか」を被保険者および被保険者の配偶者の証明書類または配偶者がいないことの申告により確認します。

以下に該当する場合は、引き続き被保険者が『子』の生計維持者となります。

(例)『子』を扶養している場合



上記の例の場合*の方の収入証明が必要となります。

| 生計維持者の要件 | 証明書類 |
|-------------------------|--|
| 被保険者の収入 > 配偶者(夫または妻)の収入 | 令和3年分「源泉徴収票」 令和4年度「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」 令和3年分「確定申告書(控)」一式 |

※配偶者に収入がない場合でも、被保険者が配偶者を扶養していない場合は、配偶者の証明書類が必要です。

● 本調査における証明書類

被保険者の配偶者の上記の証明書類を提出いただき、年間収入を確認します。

※状況によっては、被保険者の証明書類の提出を求める場合があります。



国内居住要件 ^{※2020年4月より改正}

日本国内に住所を有しない方は、被扶養者にはなりません。但し、海外において留学をする学生等、日本に生活の基盤があると認められる場合には、例外的に被扶養者となることができます。該当する場合は、届出が必要です。

3. 記入例

※「確認調書」は調査対象者一人につき1枚です。
 「配偶者用」・「子用」・「配偶者・子以外用」・「共同扶養用」の4種類
 この記入例は『配偶者用』です。
 消えるペンや鉛筆で記載しないようにしてください。



記入していただく
部分をわかりやすく
青色にしています！

消えるペンや鉛筆で
記載しないようにしてください

既に被扶養者でなくなっている場合は、その理由と事実が発生した日(就職の場合は当日、死亡の場合は翌日)を記入し、該当者の「被保険者証」を添付

提出期限 令和4年7月29日(金)

本紙「調査書」について記入した内容は事実と相違がありません。

| | | |
|-------------|---------------|-----------|
| 被保険者(従業員本人) | 記号番号 | 0000-0000 |
| 氏名 | 健保 健太 | [自署] |
| 日中の連絡先 | 090-1234-5678 | |
| 備考 | | |

職業等について
現在の状況に

印字項目に訂正が
ある場合は赤字で記入

同居について
該当項目に

被扶養者(配偶者用)

| | | | | | | | |
|-------|---------------|--|-----|------------|----|-----------------------------|---|
| 調査対象者 | 氏名 | ケンボ ハナコ 健保 花子 | 続柄 | 妻 | 住所 | 〒151-8543 東京都渋谷区本町 1-6-2 | |
| | 生年月日 | 昭和40年7月24日 23 | 認定日 | 平成10年1月24日 | | | |
| | 現在の職業等(複数選択可) | <input checked="" type="checkbox"/> (1)パート・アルバイト <input type="checkbox"/> (2)会社員 <input type="checkbox"/> (3)自営業(その他収入) <input type="checkbox"/> (4)学生 <input type="checkbox"/> (5)無職 <input type="checkbox"/> (6)年金受給者 <input type="checkbox"/> (7)その他 | | | | 同居 | <input checked="" type="checkbox"/> (1)被保険者と同一世帯である <input type="checkbox"/> (2)被保険者と別居している <input type="checkbox"/> (3)被保険者の会社都合による別居(同居扱い) |

下記Q1~Q2のすべての質問に「はい」・「いいえ」で回答いただき、必要書類をご用意の上提出してください。

回答に基づき、ご用意いただいた証明書類は、記入欄の該当事項にチェックおよび記入のうえ、本紙と一緒に提出ください。
 各証明書類の説明および注意事項については、パンフレットP4~8をご参照ください。

| チェック欄 | 証明書類 | 発行元 | 記入欄 |
|---|---|---------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 必須 必ずご提出 いただく書類 | <input checked="" type="checkbox"/> 調査対象者を含む世帯全員続柄入りの「住民票(原本)」 ※個人番号(マイナンバー)・本籍の記載がないもの。 ※直近3か月以内に発行の世帯主が記載されているもの。 ※複数の調査対象者が世帯全員の記載に含まれている場合は、1世帯1部で可。 | 市区町村役場 | — |
| <input checked="" type="checkbox"/> はい (同居) | この回答による証明書類なし (Q2へ進む) | — | 同封の「送金申告書」へ 記入・捺印 |
| <input type="checkbox"/> いいえ (別居) | <input checked="" type="checkbox"/> 直近6か月分の「送金証明書(コピー)」および同封の「送金申告書(原本)」 (Q2へ進む) ※被保険者の会社都合による別居の場合は不要。 ※「送金証明書」は送金先・送金元・送金日がわかる「振込明細」や「通帳」による送金実績。 | 金融機関 | |
| <input type="checkbox"/> はい (収入なし) | Q2-1. 無収入の状況は、以下のどちらですか？ <input type="checkbox"/> 令和2年12月31日以前から無収入 <input type="checkbox"/> 令和3年1月1日以降令和4年6月30日までに退職し、無収入 | 市区町村役場 勤務先 | [令和3年1月以降の直近の退職日] 年 月 日 |
| <input checked="" type="checkbox"/> いいえ (収入あり) | Q2-2. 調査対象者は、令和4年1月~7月までの期間に給与収入がありましたか？(令和4年6月30日までの退職者除く) <input checked="" type="checkbox"/> はい 調査対象者の連続した直近6か月分の「給与明細書(コピー)」(Q2-3へ進む) ※勤務期間が6か月未満の場合は勤務開始から令和4年12月までの「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」を提出。 ※複数社に就労している場合はすべて提出(賞与も含む)。 ※氏名・会社名・対象年月の記載があるもの。 ※給与支給のない月があり、給与明細がない場合は、給与・賞与支払(見込)証明書にて0円で証明し、提出。 <input type="checkbox"/> いいえ この回答による証明書類なし (Q2-3へ進む) | 勤務先 | 季節的な要因で毎年調査対象期間の収入が増加し基準を超えている場合は、別紙または欄外に以下を記載し、直近1年間の「給与明細書(コピー)」を提出。 [記載内容] ① 業務内容 ② 収入増加月 ③ 収入が増加した理由 ※申告した内容を精査して判断します。 |
| <input type="checkbox"/> はい | Q2-3. 調査対象者は、令和4年1月~7月までの期間に年金収入がありましたか？ <input type="checkbox"/> はい 調査対象者の直近の「年金振込通知書(コピー)」または「年金額改定通知書(コピー)」(Q2-4へ進む) ※年金収入のみの場合は、令和4年度「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」を併せて提出。 ※老齢・企業・遺族・障害等、受給しているすべての年金分。 ※年金の「源泉徴収票」は不可。 <input type="checkbox"/> いいえ この回答による証明書類なし (Q2-4へ進む) | 日本年金機構 | [受給年金の種類] <input type="checkbox"/> (1)老齢 <input type="checkbox"/> (2)遺族 <input type="checkbox"/> (3)障害 <input type="checkbox"/> (4)企業 <input type="checkbox"/> (5)その他 |
| <input type="checkbox"/> はい | 調査対象者は、令和4年1月~7月までの期間に自営業・不動産・農業・雑等の収入がありましたか？ <input type="checkbox"/> はい 調査対象者の令和3年分「確定申告書(コピー)」および「収支内訳書(所得税青色申告決算書)(コピー)」 ※税務署で受理されたことがわかるもの。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ この回答による証明書類なし | 税務署 | [収入の種類] <input type="checkbox"/> (1)営業 <input type="checkbox"/> (2)不動産 <input type="checkbox"/> (3)農業 <input type="checkbox"/> (4)雑 <input type="checkbox"/> (5)その他 |

「確認調書」はそれぞれ
質問数が異なります。
 『配偶者用』…Q1~Q2
 『子用』…Q1~Q2
 『配偶者・子以外用』…Q1~Q3
 『共同扶養用』…Q1~Q3
 全ての質問にお答えください。



該当する項目にし、証明書類を全て提出

該当する項目におよび記入

4. 証明書類一覧

該当する項目と続柄別（「確認調書」別）に応じた必要書類（マイナンバー記載がないもの）をご用意ください。
 マイナンバーの記載省略ができない書類については、見えないよう必ずマスキングをしてください。
 コピー提出の書類については、鮮明に映っており、欠けていないものをご用意ください。

◎印…必須 ●印…該当する場合

| 続柄 状況 | 子 | | | 配偶者 | 子・配偶者以外 | | 証明書類名(書類番号)・注意事項 | 発行元 | 参 照 ページ |
|------------------------------|------------------|------------------------|-----------------------|-----|-----------|-----------|---|---------------------------------|------------|
| | 18歳 未満 | 学生 18～ 24歳 以上 | 18歳 以上 学生 以外 | | 18歳 未満 | 18歳 以上 | | | |
| 全員提出 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ① 被扶養者世帯全員分続柄入りの「住民票(原本)」 ●直近3カ月以内に発行されたもの | 市区町村役所 | P5 |
| 被保険者と別居している方 | — | — | — | ● | ● | ● | ② 直近6カ月分の「送金証明書(コピー)」 | 金融機関 | P5 |
| 令和2年12月31日以前からずっと無職 | — | — | ● | ● | ● | ● | ③ 「所得証明書(原本)」 または「課税(非課税)証明書(原本)」 ●令和4年度(令和3年1月～12月の収入が確認できる)のもの | 市区町村役所 | P6 |
| 収入のある方 | 給与収入 | — | ● | ● | ● | — | ④ 直近6カ月分の「給与明細書(コピー)」 ※勤務期間が6カ月未満の場合は勤務開始から令和4年12月までの「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」 | 勤務先 | P6 |
| | 年金収入 | — | ● | ● | ● | — | ⑤ 直近の「年金振込通知書(コピー)」 または「年金額改定通知書(コピー)」 ●令和4年中に発行された直近のもの | 日本年金機構等 | P7 |
| | 給与・年金以外の収入(自営業等) | — | ● | ● | ● | — | ⑥ 税務署で受理されたことがわかる「確定申告書」および「収支内訳書(所得税青色申告決算書(コピー))」 ●令和3年のもの | 税務署 | P7 |
| 学生の方 | — | ◎ | ◎ | — | — | — | ⑦ 「在学証明書(原本)」 ●直近3ヶ月以内に発行されたもの | 就学先 | P8 |
| 令和4年7月時点で無職で令和3年1月以降に退職した方 | — | — | ● | ● | ● | — | ⑧ 退職日入りの「源泉徴収票(コピー)」、「離職票-2(コピー)」、「雇用保険受給資格者証(コピー)」 「退職証明書(原本)」など ●退職日が確認できるもの ※退職後、雇用保険の失業給付を受けている場合は、「雇用保険受給資格者証(コピー)」 | 元勤務先 ハローワーク等 | P8 |
| 子が被扶養者で配偶者が当健康保険組合の被扶養者ではない方 | ● | ● | ● | ● | — | — | ⑨ 夫婦共同扶養である配偶者の収入がわかる書類 ●令和4年度(令和3年1月～12月の証明等)のもの | 勤務先 税務署等 | P8 |
| 被保険者の他に優先扶養義務者がいる方 | — | — | — | — | ● | ● | ⑩ 優先扶養義務者の収入がわかる書類 ●令和3年のもの | 市区町村役所 勤務先 日本年金機構 税務署等 | P8 |

※審査の過程で、事実関係の確認のため、書類の追加提出を依頼する場合があります。

※「学生」とは…全日制の学校および予備校に通っている方(学校教育法で定められた学校)

※年齢基準日は令和4年4月1日時点です。

※一覧に掲載のない状況の場合は、お問い合わせください。

5. 証明書類

必要書類を取得場所別に分類しています。注意事項をご確認のうえ、書類をご用意ください。

重要 提出書類についてのご注意

「個人番号(マイナンバー)」の記載がないものをご用意ください。

誤って、「個人番号(マイナンバー)」が記載された書類の交付を受けた場合は、「個人番号(マイナンバー)」部分を油性マジックペンで塗りつぶすなど、マスキングしたうえで提出ください。

① 被扶養者世帯全員分続柄入りの「住民票(原本)」

いつ 直近3ヵ月以内に発行されたもの

目的 被保険者と調査対象者の同別居の確認および調査対象者に他の優先扶養義務者(P1参照)の同居を確認します。

- 戸籍筆頭者のあるもの(本籍住所は不要のため、マスキングして提出)
- 複数の調査対象者が世帯全員の記載に含まれている場合は、世帯1部で可

入手先・発行元等

市区町村役場

被扶養者を含む
世帯全員分の住民票を
取得してください。



| 住 民 票 | | | | | |
|-------|---------|------------------|--------|-------------|----|
| 住 所 | | ●●●●市●●●町●●●番地●● | | | |
| 世帯主 | | 【省略】 | | | |
| 1 | 氏名 | ●●●● | 住民票コード | 【省略】 | |
| | 住所を定めた日 | 平成●●年●●月●●日 | 性別 | 男 | 続柄 |
| | 住民となった日 | 平成●●年●●月●●日 | 届出の年月日 | 平成●●年●●月●●日 | |
| 2 | 氏名 | ●●●● | 住民票コード | 【省略】 | |
| | 住所を定めた日 | 平成●●年●●月●●日 | 性別 | 男 | 続柄 |
| | 住民となった日 | 平成●●年●●月●●日 | 届出の年月日 | 平成●●年●●月●●日 | |
| 3 | 氏名 | 【以下余白】 | 住民票コード | 【省略】 | |
| | 住所を定めた日 | | 性別 | | 続柄 |
| | 住民となった日 | | 届出の年月日 | | |
| 4 | 氏名 | | 住民票コード | 【省略】 | |
| | 住所を定めた日 | | 性別 | | 続柄 |
| | 住民となった日 | | 届出の年月日 | | |

この住民票の写しは、住所都市町村長から請求に係る住民票に記載されている(世帯全員の)事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

令和●●年●●月●●日 ●●●●市●●●市長 印

② 直近6ヵ月分の「送金証明書(コピー)」

いつ 直近の連続した6ヵ月分のもの

目的 被保険者が別居している調査対象者の生計を維持しているかどうかを確認します。

- 別紙「送金申告書」へ記入・捺印
- 被保険者の会社都合による別居および子の進学により一時的な別居の場合は不要
- 送金先・送金元・送金日・送金金額が確認できる、「振込明細(コピー)」または被保険者の「通帳(コピー)」
- 水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/手渡しは不可
- 「通帳(コピー)」を提出する場合は、被保険者名が記載された「通帳」の表紙と、該当金額の記載があるページ
- 該当部分以外はマスキング可

入手先・発行元等

お手元・金融機関



- 水道光熱費の「領収書」
- クレジットカードなどの「支払明細書」
- 現金の手渡し

該当箇所にマーカーを
ひいて、送金額が
分かるようにしてください。
送金以外にはマスキング
してください。

| キャッシングサービスご利用明細 | | | |
|-------------------|------------|-------|--|
| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 | |
| 取扱店 | お取扱日 | 時刻 | |
| 01234 | 2022-01-07 | 14:43 | |
| お取引内容 | お取引金額(円) | 手数料 | |
| 振込 | ¥60,000 | ¥540 | |
| | お取引後の残高(円) | おつり | |
| | ¥1,722,208 | ¥3 | |
| 振込金受取書 | 電話 | | |
| ●●●●銀行 | | | |
| ●●●●支店 | | | |
| 普通 012345678 | | | |
| ケナ* 特3 | | | |
| ケナ* 特3 | | | |
| 電話番号 03-0123-4567 | | | |
| 取扱番号 0123456 | | | |



被保険者<健保太郎>の通帳
2022年1月分・2月分・3月分の生活費

| 年月日 | 記号 | お支払い金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円) | 備 |
|---------------|-----|-----------|----------|------------|---|
| 1 2022-01-05 | 100 | *8,768 | | *1,450,768 | |
| 2 2022-01-18 | 100 | *60,000 | ケナ* 特3 | *1,390,768 | |
| 4 2022-01-27 | 100 | *80,000 | ○○○不動産 | *1,249,208 | |
| 5 2022-02-01 | 100 | *60,000 | ケナ* 特3 | *1,189,208 | |
| 6 2022-02-19 | 900 | *37,000 | | *1,152,208 | |
| 8 2022-03-05 | 100 | | 200,000 | *1,782,208 | |
| 9 2022-03-07 | 100 | *60,000 | ケナ* 特3 | *1,722,208 | |
| 10 2022-03-27 | 900 | | *740,000 | *1,796,208 | |

*送金証明を提出する場合に合わせて提出してください。

| 送金申告書 | | | | | |
|---|------------------------------------|--------|-------|-----|-------|
| オリックス健康保険組合 理事長 殿 | | | | | |
| 被保険者 | 保険証券号 | 被保険者氏名 | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 | 男・女 |
| 自己申告別居している下記の被扶養者の継続認定にあたり、送金に関して以下の通り、申告し、その申告内容を証明する書類を提出いたします。 | | | | | |
| ①調査対象者 | 被扶養者氏名: | | 続柄: | 男・女 | 年齢: 歳 |
| ②送金額 | 月額: | 円 | 年額: | 円 | |
| ③送金状況 | [] 前年以前から継続して送金している | | | | |
| | [] 当年1月以降に送金開始 | | 開始年月: | 令和 | 年 月 |
| | [] 当年1月以降に送金変更 | | 変更年月: | 令和 | 年 月 |
| ④送金方法 | [] 銀行振込 [] 現金書留 [] 自動振替 ※手渡しは不可 | | | | |
| 【注】当健康保険は認定の原則として、上記の送金方法を立証条件としております。なお、送金証明書類は「送金日、送金元、受取人、送金額」がわかるものを提出ください。 | | | | | |
| 送金に関する念書 | | | | | |
| 私は、健康保険被扶養者 継続認定にあたり、今後、上記の通り、定期的に送金することを誓約いたします。 | | | | | |
| なお、万一私が定期的な送金を行わず、組合がその事実を確認した場合は、組合の権限で当該被扶養者の資格を喪失されても、異存はありません。 | | | | | |
| また、送金額に変更が生じた場合には、その旨お届し再認定の申請を行います。 | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | | |
| 被保険者氏名: _____ 印 | | | | | |

⑧ 退職日入りの「源泉徴収票(コピー)」、「離職票-2(コピー)」、「雇用保険受給資格者証(コピー)」、「退職証明書(原本)」など

退職後、雇用保険の失業給付を受けている場合は、「雇用保険受給資格者証(コピー)」

いつ 令和3年1月以降のもの

目的 ③の「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」に給与収入が計上されているが、すでに退職していることにより、その収入が継続していないことを確認します。

● 退職日が確認できるもの

入手先・発行元等

元勤務先

⑨ 夫婦共同扶養である配偶者の収入がわかる書類

※「夫婦共同扶養」については、P2を参照してください。

いつ 令和4年度(令和3年1月~12月の証明等)のもの

目的 配偶者の収入金額および収入の種類を確認します。
収入のない方も収入がないことを証明いただくため提出が必要になります。

入手先・発行元等

**市区町村役所・勤務先
日本年金機構・税務署 等**

| 配偶者の状況 | 証明書類 |
|---|---|
| 1 昨年より収入有の方 ※元々被保険者よりも収入が少なく、産前産後休業または育児休業により収入が減少した方またはなくなった方もこちら | 以下の該当する昨年の収入証明全て 【給与収入有】令和3年分「源泉徴収票(コピー)」 【年金受給有】直近の「年金改定通知書(コピー)」または「振込通知書(コピー)」 【給与・年金以外の収入有】税務署が受け付けたことがわかる令和3年分「確定申告書(コピー)」、「収支内訳書(所得税青色申告決算書)(コピー)」 |
| 2 無収入の方 | 令和4年度「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書(原本)」 (収入が0円であることがわかるもの) ※金額が記載されている場合は、3の書類を提出 |
| 3 昨年途中で降りに退職し収入がない方 | 「退職証明書(原本)」または、退職日の入った「源泉徴収票(コピー)」 |
| 4 昨年途中~当年に転職した方 | 転職後、1年間の「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」 ※実績のある期間は実績を証明 |
| 5 産前産後休業により収入が減少した方 (休業前の収入が被保険者よりも高い場合) | 休業以降、1年間の「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」 ※実績のある期間は実績を証明 |
| 6 育児休業により収入が減少した方 (休業前の収入が被保険者よりも高い場合) | 直近1年間の「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」 ※令和4年7月時点で、育児休業の実績が1年に満たない場合は、育児休業以降1年間の収入実績と収入見込額を証明 ※昨年1年間育児休業で一切収入がなく、現在に至るまでその状態が続いている場合は、昨年の「源泉徴収票(コピー)」の提出でも可 |
| 7 昨年途中~当年に復職した方 | 直近1年間の「給与・賞与支払(見込)証明書(原本)」 ※令和4年7月時点で、復職後1年経過していない場合は、復職以降1年間の収入実績と収入見込額を証明 ※復職した場合でも、令和4年7月時点で再度産前産後休業を取得している場合は、5の書類を提出 ※復職した場合でも、令和4年7月時点で再度育児休業を取得している場合は6の書類を提出 |
| 8 オリンパス健保加入者の方 (被保険者又は被扶養者) | 提出書類不要 (「調査書(共同扶養用)」の⑨欄に配偶者の記号・番号および氏名(カナ)を記入) |

夫婦共働きの場合、子は収入の多い方の扶養とすることになっているため、その確認として、配偶者の収入証明書類が必要です。



※上記に記載のない状況の場合は、お問い合わせください。

⑩ 優先扶養義務者の収入がわかる書類

いつ 令和4年度(令和3年1月~12月の収入の証明)のもの

目的 令和3年1月~12月までの収入金額および収入の種類を確認します。
収入のない方も収入がないことを証明いただくため提出が必要になります。

| 優先扶養義務者の状況 | 証明書類 |
|----------------------------|---|
| 1 無職の方 | 令和4年度「所得証明書(原本)」または「課税(非課税)証明書」 ※令和4年7月時点で無職で令和3年1月以降に退職している場合は退職日が確認できる書類 |
| 2 給与収入がある方 | 令和3年分「源泉徴収票(コピー)」 ※令和4年1月以降に就職している場合は、就職後1年間の収入証明書(実績のない月は見込額で証明) |
| 3 年金収入がある方 | 直近の「年金改定通知書(コピー)」または「年金振込通知書(コピー)」 ※無職の場合は1の書類も提出 |
| 4 給与・年金以外の収入がある方 (自営業等) | 令和3年分「確定申告書(コピー)」および「収支内訳書(所得税青色申告決算書)(コピー)」 ※税務署が受け付けたことがわかるもの |

※該当するものは全て提出してください。

6. よくある質問 Q&A

提出書類については、
P5～P8の内容を
よくご確認ください。



主旨

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。
なお、必要書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)
…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)
…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 調査対象者の被扶養者の削除手続きは終了しているはずですが、「調査書」が届きました。どうすれば良いですか？

A.2 「調査書」をご提出ください。

事前に「調査書」を作成している都合上、既にお手続きをされている方にも「調査書」が届く場合があります。「調査書」の調査対象者の備考欄に「削除手続き済み」と記入し、ご提出ください。

※削除手続きは会社への届出はありませんか？

会社の人材情報の届出を行っても健保には反映されません。扶養から外れる場合、別途手続きが必要です。詳細はP11を参照してください。

調査対象者

Q.3 私(被保険者)は令和4年7月31日に退職しますが、「調査書」を提出する必要がありますか？

A.3 「調査書」をご提出ください。

「調査書」の備考欄に「令和4年7月31日」と記入し、提出してください。なお、添付書類は不要です。但し、令和4年8月1日以降再雇用またはオリンパスG内の会社に転籍する場合は、必要書類も提出してください。

Q.4 被扶養者が海外に在住しています。調査の対象となりますか？

A.4 対象となります。

「調査書」を記載し、添付書類を提出してください。

なお、国内に住所がない場合は、「住民票」の除票を提出してください。

※国内に住所がない方は、別途手続きが必要のため、後日ご案内します。

提出

Q.5 提出期限までに取得できない書類があります。遅れて提出しても良いですか？

A.5 期限内に提出できる書類は先にご提出ください。

提出が遅れる書類については「調査書」の備考欄もしくは余白に『遅れる書類名』『提出予定日』をご記入ください。

なお、別送される場合の封筒・郵送料等は全額自己負担です。

夫婦共同扶養

Q.6 配偶者が扶養になっていないにも拘わらず、なぜ収入の確認をするのでしょうか？

A.6 夫婦双方に収入がある場合、お子様については原則収入の多い方の扶養とすることになっています。

従って、被保険者がお子様を扶養しており、配偶者を扶養していない場合は、双方の収入を確認の上、被保険者が扶養することが妥当であるかを判断するため、収入証明書類が必要となります。



Q.7 令和2年12月31日以前から収入が無いのですが、「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」は無収入の場合でも提出するのですか？

A.7 無収入の方も公的書類で収入を確認しますので、提出が必要です。

収入の有無を確認しますので、無収入の方もお住まいの市区町村役所の窓口で令和4年度、「所得証明書」[原本]または「課税(非課税)証明書」[原本](内容は令和3年1月～12月の収入が記載)を入手のうえ、ご提出ください。

なお、市区町村によっては、名称が異なり、収入の無い方には「非課税証明書」しか発行できないという場合がありますので、その場合は「非課税証明書」でも構いません。

Q.8 退職金、生命保険金や株式・不動産等の売却による一時所得は収入にあたりますか？

A.8 収入にあたりません。『収入』とは以下の範囲によるものとしています。

1. 勤労による収入(通勤費等の現物支給・非課税賃金も含む)
2. 事業収入(農業・商業・漁業・林業・原稿料・内職 他)
3. 厚生年金・国民年金・共済年金・遺族年金・障害年金・労災保険の給付・恩給等の年金収入
4. 投資収入・利子収入・不動産賃貸および売買収入(継続的なもの)
5. 失業給付金・傷病手当金・出産手当金・育児休業給付金・生活扶助料(生活保護法)
6. その他、収入として認められるもの

※ 健康保険上の収入は、税法上とは異なります。



Q.9 今年に入ってから帰国し、住民票を取得したため、「所得証明書」または「課税(非課税証明書)」が取得できません。どうすれば良いですか？

A.9 「所得証明書」の提出は不要です。

今年帰国したため「所得証明書」を取得できない場合は、備考欄もしくは余白に「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日まで海外に居住」と記入してください。

Q.10 給与支給のない月があり、その月は給与明細書が発行されていないため、準備ができません。どうすれば良いですか？

A.10 勤務先より「給与支払証明書」または、「その月に働いておらず収入がないことがわかる証明書」を入手してください。

「給与支払証明書」を提出する場合、支給のない月については『0円』で証明するようご依頼ください。

Q.11 勤務先が少し遠くなったために、利便性を考え、被保険者だけ勤務先近くに引っ越し、扶養している家族と別居しました。会社では被保険者の会社都合による別居と見なされていませんが、扶養している家族への送金が必要です

A.11 送金をしてください。

通勤の利便性による別居で、会社が被保険者の会社都合による別居と見なしていない場合は、自己都合の別居となるため、扶養している家族へ定期的な送金が必要です。

Q.12 被扶養者が医療職です。現在、新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事しているため、対象期間の収入が一時的に増加し、年間130万円以上となる見込です。扶養から外す必要はありますか？

A.12 新型コロナウイルスのワクチン接種業務により一時的に収入が増えて、基準を超えた場合は、扶養から外す必要はありません。

医療職で、新型コロナウイルスのワクチン接種業務を行う場合、その収入は健康保険の被扶養者の収入には含まれませんので、ワクチン接種業務以外の収入が130万円未満であれば、引き続き扶養とすることが可能です。該当する場合は、収入証明書類に加え、申立書を提出してください。様式は、当健康保険組合のホームページよりダウンロードし、ご利用ください。(※勤務先が記載する欄がありますので、勤務先に依頼してください。)なお、具体的な対象者は、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診(予診のサポートを含む)、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する下記の医療職の方となります。

<対象となる医療職>

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士

7. 被扶養者の 削除手続きについて

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。被扶養者が経済的に自立するなど、日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに削除手続きをお願いします。（※手続きは健康保険法施行規則第38条により義務付けられています。）

以下に当てはまる場合は、扶養削除の手続きが必要です。「確認調書」および「必要書類」をご提出いただいた後、「異動届」および該当被扶養者の「保険証」を勤務先事業所(原籍会社)へご提出ください。

※健康保険組合に直接提出しないようお願いします。

手続きが必要なケース

- ・就職し、勤務先の健康保険に加入した
- ・基準を超える収入が見込まれる
- ・失業給付または傷病手当金または出産手当金を受給する(日額3,612円(60歳以上または一定の障がい者は5,000円)以上)
- ・被扶養者との生計維持関係がなくなったまたは別の家族の被扶養者となった
- ・被保険者よりも配偶者の収入の方が多い(※子の扶養異動)
- ・離婚したとき
- ・亡くなったとき など

提出先

| 記号 | 勤務先事業所(原籍会社) | 提出先 | |
|----|---|------------|---------------------------------------|
| 11 | オリンパス(株) 東京事業場・八王子事業場 他 ※長野事業場・白河事業場以外の勤務者 | 新宿 モノリス | オリンパス株式会社 HRISオペレーションズ |
| | オリンパス(株) 長野事業場 | 辰野 | オリンパス株式会社 HRISオペレーションズ(長野) |
| | オリンパス(株) 白河事業場 | 白河 | 白河オリンパス株式会社 総務部 人事G 人事T |
| 26 | 青森オリンパス(株) | 黒石 | 青森オリンパス株式会社 総務部 総務G 人事T |
| 27 | 会津オリンパス(株) | 会津 | 会津オリンパス株式会社 人事グループ人事チーム |
| 31 | ティーメディクス(株) | サンエー | ティーメディクス株式会社 管理部 人事総務G |
| 35 | 田坂記念会 | — | 田坂記念会 事務長 |
| 38 | オリンパスデジタルシステムデザイン(株) | 立川 | オリンパスデジタルシステムデザイン株式会社 経営企画室 |
| 40 | オリンパステルモバイオマテリアル(株) | 笹塚 | オリンパステルモバイオマテリアル株式会社 人事総務部 人事総務G |
| 42 | 長野オリンパス(株) | 辰野 | 長野オリンパス株式会社 業務部 経営企画G 人事T |
| 44 | 白河オリンパス(株) | 白河 | 白河オリンパス株式会社 総務部 人事G 人事T |
| 54 | オリンパスマーケティング(株) | 新宿 モノリス | オリンパスマーケティング(株) 経営企画本部 人事部 オペレーション |
| 62 | オリンパスサポートメイト(株) | 石川 | オリンパスサポートメイト株式会社 管理G |
| 70 | (株)エビデント | 新宿 モノリス | 株式会社エビデント HR Services |
| 71 | (株)エビデント長野 | 辰野 | 株式会社エビデント長野 業務部企画推進G 人事T |

「異動届」の用紙は健保HPよりダウンロード可能

<https://www.olympus-kenpo.or.jp/casestudy/case002-2.html>

